

## 平成16年4月以降の経営事項審査の受付に係る取扱いについて

「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律」の改正により建設業法も改正されました。

これにより申請書が変更されたため（平成16年1月末施行規則改正）経営事項審査システムもプログラムの変更作業が必要になり平成16年3月1日から少なくとも1ヶ月間は休止する予定となっていました。

このたび平成16年4月以降の東京都知事許可業者の経営事項審査の取扱いが決まりましたのでお知らせします。

### ● 新しい申請書の販売

平成16年3月15日（月）より都庁議会棟地下弘済会用紙販売所で販売します。

### ● 平成16年4月以降の経営事項審査日予約の取扱い

平成16年3月17日（水）より建設業課受付で経営事項審査日の予約を受け付けます。

### ● 4月より経営事項審査の受付で「総合評定値」を請求する場合、「経営状況分析結果通知書」がなければ審査できなくなりますのでそれを考慮して審査日を設定してください。

### ● 平成16年4月以降の経営事項審査日の取扱いと様式

平成16年4月の経営事項審査の審査・受付は、4月8日（木）より行います。

平成16年4月以降に使用できる申込書は、平成16年3月以降に販売する新申請書となります。（平成14年度、15年度に使用していた旧様式申請書は使えません。）

平成16年2月の再来（“さいらい”）の審査・受付も4月8日（木）より行います。

平成16年4月以降に審査・受付する平成16年2月以前の再来は、旧様式申請書と旧様式の内容を書き写した新様式申請書と再来の審査に必要な裏付け資料を持参してください。

### ● 平成16年版「経営事項審査申請説明書」は、6月ごろ配布予定です。それまでの間は、新しい申請書に対応した書き方例を作成しました。3月17日から建設業課受付、建設業指導係で配布します。（原則的に東京都知事許可業者の申請に対応します。）

国土交通大臣許可業者の経審受付の取扱いについては、国土交通省関東地方整備局建政部建設産業課（代表：048-601-3151）へお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 都市計画局市街地建築部建設業課建設業指導係  
電話 代表 5321-1111 内線30-681~2